

## 第10回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成27年4月27日(月) 9時26分～10時53分

2 場 所 阿久根市役所 大会議室

### 3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲    ② 坂口 輝美    ③ 冨永 勝志    ④ 石原 千代年  
⑤ 堂後 善人    ⑥ 尻無濱 俊幸    ⑦ 高原 熊夫    ⑧ 平田 修二  
⑨ 京田 提樹    ⑩ 松下 輝男    ⑪ 石坂 務    ⑫ 田嶋 輝男

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

### 5 議事日程

諮問第 4号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

諮問第 5号 阿久根農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について

諮問第 6号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第17号 非農地証明願いについて

議案第18号 農用地利用集積計画の取消しについて

議案第19号 農用地利用集積計画について

その他(報告等)・・・なし

### 6 農業委員会事務局等出席職員

○ 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)

久保田真一郎 (次長兼管理係長)

大田 豊茂 (管理係)

榎木 海斗 (管理係)

濱崎 春香 (管理係)

○ 農政課

園田 健 (農政管理係)

猿楽 優介 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さんお早うございます。

定刻より若干早いようですけど皆様お揃いですので、ただ今から第10回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**であります。議長において、8番平田 修二委員、9番 京田 提樹委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第10回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**であります。4月1日、農業委員会事務局職員の辞

令交付を行いました。

4月7日には、鹿屋市が事務局でありました平成26年度の県下19市農業委員会連絡協議会の監査について、谷口局長と監査を行いました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたなら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第4 諮問第4号**

**農業経営改善計画の認定に係る意見について**を議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (園田 健)

お早うございます。農政課の園田です。

それでは、諮問第4号の説明をいたします。

今回、農業経営改善計画についてですが、新規が2件、更新2件の合計4件の認定申請がありました。

第三者機関の意見聴取のため農業委員会に対して、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものであります。

認定要件といたしましては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づき、阿久根市の基本構想、それから農用地の効率的な利用並びに経営改善計画の達成の見込み並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するように通知されているところであります。

なお、年齢制限等については画一的には適用をしておらず、市町村の独自基準により弾力的に運用をするものであります。

また、去る4月13日に関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行いましたところ、認定することは適当であるという意見に達したところであります。

それでは、資料の説明をしたいと思っております。

( 諮問資料にて説明 )

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 (田嶋 輝男)  
農政課の説明が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
農政課の説明は、認定しようとするものであります。  
諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第5 諮問第5号**  
**阿久根農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について**を議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課（猿楽 優介）

お早うございます。農政課の猿楽です。

諮問第5号は、阿久根農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見についてであります。

農業振興地域整備計画に関する法律第8条の規定に基づいて定められました農業振興地域整備計画を変更する場合、同法第3条の2第2項の規定により農業委員会の意見を聴くこととなっておりますので、諮問いたすものであります。

今回ご審議いただきます案件につきましては、平成26年8月の農業委員会総会において、阿久根農業振興地域整備計画素案に関する事前調整ということで、予め素案について審議頂いております。

そのため、本日は前回頂いた意見から特に見直しを行った部分について、主に審議していただきましてご意見いただきたいと考えております。

なお、農業委員会のほかJA等関係団体や市民から意見を頂いた案を県との協議を踏まえた最終案となっております。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

（ 諮問資料にて説明 ）

説明については以上になります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長（田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長（田嶋 輝男）

質疑ございませんでしょうか。

8 番委員（平田 修二）

少しお尋ねをしておきたいと思います。

〇〇の5番で集落要望によって宅地予定化したと言うことですが、どれくらいの戸数があるのでしょうか。

この集落の営農されている農家戸数はどれくらいでしょうか。

農政課（猿楽 優介）

農家戸数についてはお調べしておりませんが、具体的なここに宅地化の予定としましては、1件建てたいという要望が出て来ているということは地元の方から伺っております。以上です。

8 番委員（平田 修二）

この除外される面積はいくらですか。

農政課（猿楽 優介）

13,908㎡, 約1.4ヘクタールとなっております。

8 番委員（平田 修二）

集落からの要望でされることですので別に異論はないのですが、それほど今後営農に取り組みたいと言われる後継者とか、Iターン・Uターンの方々とかと言うのを私は考えますので。ただ一部の方々の要望で変えていくのはどうかという気がしないでもないです。終わります。

議長（田嶋 輝男）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、今回、全体見直しすることに問題はないということであります。

諮問のとおり全体見直しすることにご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第6 諮問第6号**

**農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について**を議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (猿楽 優介)

諮問第6号は、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてであります。

お手元に理由書という書類を本日お配りさせていただいておりますが、事前にお配りしておきました資料と若干変更があったと言う申請人の申し出がございましたので、お配りさせていただきましたので、後ほど説明いたします。

今回ご審議いただきます案件につきましては、除外の1件であります。

諮問第5号の先ほどの全体見直しの告示が終り次第、以後の手続きに入っていくもので、本件については2月の農業委員会総会において5条申請がなされまして、許可相当と言うことで県には進達している件であります。

また、4月22日には農業推進協議会の委員であります会長及び第1・

第2分科会長による現地調査を実施していただいております。

以下、内容についてご説明いたします。

( 諮問資料にて説明 )

内容については以上でございます。審議方よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、変更することに問題はないということであります。

諮問のとおり変更することにご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。



議長 (田嶋 輝男)

**日程第7 議案第15号**

**農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (大田 豊茂)

それでは、議案第15号についてご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は1件であり、内容は所有権の移転であります。

なお、今回の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、4月16日に3番委員及び10番委員と事務局で現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、説明させていただきます。

整理番号1について、地図は1ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、水稻や甘藷の生産を行い、年間100日程度農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ  
ます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

10番委員 (松下 輝男)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、報告いたします。

4月16日に3番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。

申請地は、耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでいらっしゃいました。

申請地も必ず耕作することと、周辺への影響も無く許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

5番委員 (堂後 善人)

この方は農業を営んでいらっしゃるのですか。

事務局 (大田 豊茂)

会社員兼農業者で申請が来ています。父の農業の手伝いをしながらと言うことです。

議長 (田嶋 輝男)

5番委員よろしいでしょうか。

5番委員 (堂後 善人)

はい、わかりました。

議長 (田嶋 輝男)  
ほかに質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第8 議案第16号**  
**農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)  
それでは、議案第16号について説明いたします。  
今月の農地法第5条の許可申請は3件です。  
4月16日に、3番委員及び10番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。  
それでは、整理番号1から順次説明いたします。  
整理番号1につきまして、整理番号1は駐車場及び資材置場への所有権移転です。

地図は2ページで、有限会社○○○○近くになります。

申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第3種農地の都市計画用途地域内農地で、原則許可地でございます。

申請人は、株式会社○○○○○○○○ 代表取締役の○○ ○さんです。

○○さんは、自身の会社の従業員用駐車場と資材置場が不足していたため、申請地を10台分の従業員用駐車場及び資材置場として利用されたく申請されたものです。

申請地352㎡と、その他一体利用地として申請地東側の原野99㎡を利用され、全体面積は451㎡となります。

申請地周囲に農地は無く、北側及び南側は雑種地、東側は原野、西側は市道でありました。

申請地は現状のまま使用され、雨水等は自然流下です。

次に整理番号2につきまして、整理番号2は駐車場への賃借権設定です。

地図は3ページで、○○○○近くになります。

申請地は、○○○○○○鉄道の○○駅から約220mに位置し、第3種農地の300m以内農地に該当し、原則許可地でございます。

土地の所有者につきまして、地図では○○ ○○さんになっておりますが、○○さんは既に亡くなられており、現在まで相続がなされていなかったため、今回、相続人全員での申請となっております。

申請人は、社会福祉法人○○○ 理事長の○○ ○○さんです。

○○さんは、阿久根市から運営委託されております○○○○○○○○○○○○○○○○○○が○○○から申請地北西側の宅地へ移転することに伴い、従業員用の駐車場が必要となることから、申請地を10台分の従業員用駐車場として利用されたく申請されたものです。

申請地周囲は、北側が申請人の敷地で宅地及び雑種地、東側が市道、他は原野でありました。

申請地は整地をされ、雨水等は東側の市道側溝に流されます。

次に整理番号3につきまして、整理番号3は駐車場への所有権移転です。

地図は4ページで、○○○○○○近くになります。

申請地は、農地の広がり10ha以上あり、第1種農地に該当するこ

とから原則不許可地ではありますが、申請地から50m以内に3戸以上の住居が連たんしているため、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、〇〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは、申請地を4台分の駐車場として利用されたく申請されたものです。

申請地は10年程前から駐車場として使用されていましたが、農地法での転用手続きが必要であることを知らなかったため、今回申請での始末書が添付されています。

申請地周囲は北側及び東側は畑、他は宅地及び県道でありました。

申請地は現状のまま使用され、周囲に土砂流出等がないようブロック積み施工をされます。

また、申請地内の北側一部を、東側及び北側の畑への通路として確保されます。雨水等は自然流下です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

3番委員 (富永 勝志)

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、報告をいたします。

4月16日に、10番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1から報告をいたします。

整理番号1につきまして、申請地周囲に農地は無く、北側及び南側が雑種地、東側は原野、西側は市道でございました。

申請地は現状のまま使用されるため、農地への影響も無く、許可相当であると調査してまいりました。

次に整理番号2につきまして、申請地周囲は北側が申請人の敷地、東側

が市道，他は原野でございました。

雨水等は東側の市道側溝に流すことから，周囲への影響も無く許可相当であると調査してまいりました。

整理番号3につきまして，申請地周囲は北側及び東側が畑，他は宅地及び県道でございました。

申請地は現状のまま使用されますが，土砂流失等が無いようにブロック積み施工をされることから，周囲への影響もなく許可相当であると調査してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 （田嶋 輝男）

質疑ございませんでしょうか。

11番委員（石坂 務）

整理番号3の〇〇 〇〇さんですが，自宅はどこにあるのでしょうか。

事務局 （濱崎 春香）

〇〇 〇〇さんの自宅は申請地の道路を挟んで西側の下の方になります。

〇〇〇〇〇〇-〇の下になります。駐車場がないため以前から今回の申請地を使用されていたということです。

議長 （田嶋 輝男）

11番委員，よろしいですか。

11番委員（石坂 務）

はい

議長 (田嶋 輝男)  
ほかに質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。  
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第9 議案第17号**

**非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第 10 議案第 18号**

**農用地利用集積計画の取消しについて**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、議案第 18号 年農用地利用集積計画の取消しについて、説明させていただきます。

資料は表紙に 農用地利用集積計画（所有権移転の取り消し）と書かれたものの、2ページをご覧ください。

今回の取り消しは、平成26年3月3日付けで公告いたしました農用地利用集積計画に関するものであります。

申請内容は、平成26年3月3日に〇〇 〇〇さんから〇〇 〇〇さんへ贈与による所有権移転を行う予定でしたが、こちらが成立しなかったため取り消したいというものです。

なお、所有権移転の取り消しの申請を行いたい農地は、〇〇〇〇〇〇番の畑で、897㎡となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ありませんか。



委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第 1 1 議案第 1 9 号**

**農用地利用集積計画について**を議題といたしますが、本件の整理番号 1 から 5 については、7 番 高原熊夫委員の件であり、議事参与の制限に該当しますので、まず、7 番 高原熊夫委員の件、以外の件について審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、議案第 1 9 号 平成 2 7 年農用地利用集積計画書第 4 号について、説明いたします。

まず、資料に訂正がございますので、資料の 2 ページをお開きください。

整理番号 1 番の貸借・年額欄についてでございますが、1 反当り 2 俵としておりますが、1 反当り 1 0, 0 0 0 円に訂正をお願いいたします。

それでは、あらためて説明いたします。

この計画書の公告年月日は平成 2 7 年 5 月 1 日となります。

それでは、1 ページ目をお開きください。

( 議案資料にて説明 )

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第19号 平成27年農用地利用集積計画書の第4号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

整理番号6から23まで、事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

5番委員 (堂後 善人)

前から気になっていたところですが、1反当り5,000円とか1反当り10,000円とか金額を設定されているのですが、実際3,865㎡とか端数が出てくる訳じゃないですか。

実際、どう支払いをされているのか。教えていただきたいと思います。

私は貸し借りする時には1反当りいくらではなく、全体でいくらという金額の設定をしているのですが、何か曖昧なような気がしてですね。どうなんだろうと思うものですから。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、少し協議会にしたいと思います。

( ～ 協 議 ～ ) 10 : 43 ~ 10 : 48

議長 (田嶋 輝男)

それでは、本会議に戻します。

5番委員、よろしいでしょうか。

5番委員 (堂後 善人)

はい。分かりました。

議長 (田嶋 輝男)

ほかに質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、整理番号1から5までの7番 高原熊夫委員の件を審議しますので、7番 高原熊夫委員は退席をお願いします。

( 7番 高原熊夫委員 退席 )

議長 (田嶋 輝男)

それでは、整理番号1から5について、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、あらためまして整理番号1から整理番号5について、説明いたします。

( 議案資料にて説明 )

以上で御説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。  
それでは、7番 高原熊夫委員の着席を許します。

( 7番 高原熊夫委員 着席 )

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (久保田真一郎)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10 : 53